

和歌山県小学生ソフトテニス連盟規約

(名称)

第1条 この会は、和歌山県小学生ソフトテニス連盟と称する。

(目的)

第2条 この会は、和歌山県内の小学生におけるソフトテニスの底辺拡大と選手育成を図るとともに、各地域の選手の交流を深めソフトテニスの普及発展の基礎を培う。

(事業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 和歌山県内の小学生を対象としたソフトテニスの各種大会の実施
- (2) 小学生のソフトテニス技術及び指導者の指導技術向上のための研修会等の開催
- (3) 関係団体との連携
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業への参加及び協力

(組織)

第4条 本会は、和歌山県内に団体の所在地を置き、小学生に対しソフトテニスの指導育成を行っている各団体の代表者によって組織する。

(役員)

第5条 本会は、次の役員を置く。

- 1 会長（1名）
- 2 副会長（若干名）
- 3 理事長（1名）
- 4 副理事長（若干名）
- 5 理事（各クラブ代表及び総会にて推挙されたコーチ）
- 6 会計（1名）
- 7 監事（1名）

(役員を選任)

第6条

- 1 会長は、総会において選任する。
- 2 副会長は総会において選任する。
- 3 理事長及び副理事長の選任は、理事の互選により会長が委嘱する。
- 4 理事は総会において選任する。

(役員の仕事)

第7条

- 1 会長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長事故がある時、または欠けたとき、副会長がその職務を代理し、またその職務を行う。
- 3 理事長は、会長の指示に従い理事会の決議に基づき会務を執行する。緊急を要する事項は理事長が執行することができる。この場合は総会に報告するものとする。
- 4 副理事長は、理事長を補佐する。
- 5 理事は、理事会を組織し、本会の運営と事業の執行をはかる。
- 6 監事は本連盟の会計並びに業務執行の状況を監査する。

(役員の仕事)

第8条

- 1 役員の仕事は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 役員に欠員が生じた場合これを補うことができる。この場合の仕事は前任者の残

任期間とする。

(名誉会長、顧問、相談役)

- 第9条 1 本会に名誉会長、顧問、参与等の役職を置くことができる。
- 2 名誉会長、顧問、参与等は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 名誉会長、顧問、参与等は、重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

(役員の解任)

- 第10条 1 役員は、次の各号に該当する時は、理事会における理事構成数の3分の2以上の決議により、役員を解任することができる。
- 2 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められたとき。
- 3 職務上の義務違反、その他役員たる相応しくない行為があると認められたとき。

(会議と議長)

- 第11条 1 会議は総会、理事会とする。
- 2 会議は会長が招集し、その議長となる。

(総会)

- 第12条 1 総会は各団体の代表者をもって組織する。
- 2 総会は年1回開催する。ただし、必要に応じて随時開催することができる。
- 3 総会は次の事業を審議する。
- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
 - (2) 事業報告及び収支決算についての事項
 - (3) 規約の変更についての事項
 - (4) 役員を選任
 - (5) 特別会計の設置及び廃止に関する事
 - (6) その他の重要事項
- 4 総会は、構成員の過半数をもって成立する。なお当該審議事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(理事会)

- 第13条 1 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、理事、会計、監事をもって構成する。
- 2 理事会は会長が招集し、その議長となり次の事項を審議する。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 本連盟の会務執行に関する事項
 - (3) 規約の改廃に関する事項
 - (4) その他会長が付議した事項
- 3 理事会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。当該審議事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。
- 4 理事会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(欠席者の表決)

- 第14条 会議に出席できなかった役員または加盟団体代表者は、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表明するかまたは代理人に委任し委任した者が表決に参加できる。

(役員審議)

第 15 条 緊急事項または簡単な事項については、会長、副会長、理事長で決することができる。ただし、総会及び理事会に報告するものとする。

(事務局)

第 16 条 本連盟の事務を処理するため、事務局を理事長宅に置く。

(専門委員会)

- 第 17 条
- 1 本連盟は、円滑なる業務の遂行をはかるため専門委員会を設ける。
 - 2 専門委員会の種類、委員数並びに運営に関する規則は理事会の決議を経て別に定める。
 - 3 委員会は、役員を経て構成するが、理事会の決議を得て有識者及び会員からあてることができる。
 - 4 専門委員会の任期は役員と同じとする。

(収入)

第 18 条 本連盟の経費は次の収入によって支弁する。

- (1) 加盟費
- (2) 補助金、委託料による収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金による収入
- (5) その他の収入

(会計年度)

第 19 条 本連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(特別会計)

第 20 条 本連盟は、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(補則)

第 21 条 本規約施行に必要な細則に関しては、総会の議決を経て別にこれを定める。

付則

- 1、本規約は、平成 19 年 5 月 20 日に制定され、平成 19 年 4 月 1 日にさかのぼって実施する。
- 2、平成 24 年 4 月 15 日改訂
- 3、令和 3 年 4 月 24 日改訂